

新型コロナウイルス感染症感染予防対策事業、学生応援便お届け事業、福祉・医療施設等事業者への臨時支援金、ひとり親世帯臨時給付金、スクールサポーター派遣事業ほか関連経費の増額、議会費の行政視察研修費の実施見送りによる予算減、ボールパーク建設に伴う用地取得経費の増額、PCR検査センター設置に伴う運営経費の増額、小中学校、芸術文化ホール及び図書館の感染症対策経費の増額、小中学校夏季休業期間の短縮による給食提供日数増に伴う経費の増額など、3億8,440万円の補正予算を可決。合計で345億9,631万円となりました。農業委員会委員の任命・人権擁護委員の推薦・固定資産税評価員の選任等、同意案9件、北広島市総合計画に係る基本構想の策定について、北広島市公募型プロポーザル方式による駅西口周辺エリア活性化事業に係るパートナー企業選定委員会設置条例の制定についてなど、議案17件、意見書案3件は、いずれも原案の通り同意・可決。市民ネットワークが提案した「種苗法の改正について慎重な審議を求める意見書」は、自由クラブの反対で議案への上程に至りませんでした。

質 問	答 弁
<p>1 学びの環境について</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染拡大防止のための休校、自粛生活により給食をとる機会を失い、十分な栄養をとることができない子もいる可能性がある。4月の登校は10日程度で身長や体重の測定ができていない学校もある。学校再開後子どもの心身の状況を早急に把握することが必要。見解は。 自粛生活下で全国の児童相談所に寄せられた虐待相談件数は前年より1～2割増加している。当市の相談件数、また、訪問活動が難しいなかで相談体制はどのようになっているか、伺う。 マスクで相手の表情が見えない学校生活において、友達との心の距離を縮め、子どもの本音や家庭での状況を知る取り組みは、必要なケアや見守りにもつながると期待される。学校再開後の子どもの心身のケアにどのように取り組むか。 学校から保護者向けに配信する一斉メールが使えない家庭はどの程度あったか。またその家庭への対応は。 学習支援動画配信前にインターネット環境に関するアンケート調査が行われたが、「支援動画にアクセスできない」と回答をした家庭の割合、また、その家庭の児童生徒への対応は。 双方向でのオンライン授業に踏み切ることができなかった理由のうち、「環境が整わない家庭があること」以外にはどのようなものがあったか。 学校休業中の学習課題は習っていない範囲もあったが、成績の判断はどのようになるか。課題として取り組んだ内容はすでに習ったものとして扱うのか。 学校休業中の学習課題について、保護者によるバックアップが得られた子と、それが難しかった子の理解や習熟に差は出ているか。一人ひとりの状況を把握し、丁寧に補填する必要がある。 持病がある場合等、登校しない選択をした児童生徒への学びの保証は。札幌市が学校休業中に提供していた「さっぽろっ子学習システム」のようなものを導入しては。 生活圏での感染拡大により再び学校休業する可能性は。その場合の生活圏の範囲は。 学校休業も学校生活の新しい決まり事も全て大人が決定し、子どもたちはそれを受け入れてきた。今後の学校行事や部活のあり方については、子どもの意見を出し合う機会が必要。子どもの権利条例を持つまちとして、子どもの意見表明権を、こんな時だからこそ大切にしていきたい。 生活圏において新型コロナウイルス感染が拡大した場合、感染者への差別やいじめが起きてしまう可能性もある。誰もが感染する可能性があること、リスクを減らすためにできることがあること、そうした認識を子どもたちと共有しておくことが必要。 手洗いやアルコール等による消毒で、手荒れやあかぎれが生じるケースがある。新型コロナウイルスは石けんで不活化し、流水で落とすことができるので、無香料の石けんで十分効果があると考え。現在の学校施設での手洗いは石けんが使われているのか。 柔軟剤などの香料で体調を崩す子どもにとって、たくさんの人がいる学校は安心できる場所ではない。札幌市では、ホームページで来校する方への注意喚起をしている高校もある。地域や保護者へ向けての注意喚起を学校から発信することについての見解は。 新型コロナウイルスは唾液にも含まれる。感染リスクがある以上、集団でのフッ化物洗口を行うことは無理と考えるが、見解は。 フッ化物洗口について、効果だけではなく、どんな薬品を使うのか、飲み込んだ場合具合が悪くなる可能性など、判断するための情報を合わせて提供する必要がある。再開される際には全ての家庭が改めて選択できるような形での案内になるか。 	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> 身長、体重の二計測を4月に実施できた学校もあるが、多くの学校では未実施。学校が再開されたことから、今後、感染症対策を講じた上で実施する。また、内科検診や歯科検診等については、国からの通知や北広島医師会からの助言を参考に、検査器具の消毒など実施体制を整えた上で、7月以降に実施。なお、一部の消毒用消耗品が全国的に品薄であることから、これらの準備ができ次第、改めて日程調整を行う。 本年3月以降の児童虐待相談件数は4件で、前年度とほぼ変わらない状況。支援の必要な家庭や児童については、家庭児童相談員による電話連絡のほか、要保護児童対策地域協議会の関係機関において、電話連絡や訪問等による見守りを行った。 学校担任や養護教諭等を中心とした、きめ細やかな健康観察・健康相談等の実施を行うとともに、スクールカウンセラーや心の教室相談員等と連携した相談体制の充実を図る。 学校からの一斉メールには、99.7%の家庭が登録。未登録の15家庭に対しては、各学校から電話等により個別に連絡している。 アンケート調査で「インターネットを閲覧する環境がない」と回答した家庭の割合は1.7%約50家庭となっており、こうした家庭に対しては、各学校から学習支援動画をDVDに複製して貸し出しするなど、それぞれの状況に応じて対応。 学校の通信環境上、一斉に実施した場合には円滑な映像送信に支障を来すおそれがあること、また、端末を保護者しか所有していない家庭や兄弟姉妹で共有している家庭、保護者と一緒の時間に限り閲覧することができるなどのルールを定めている家庭があることから、同時双方向の授業実施は難しいと判断し、閲覧する時間や場所等の制約が少ない動画投稿サイトを活用した。 学習課題は国の指針に沿って指導計画等を踏まえ、教科書を中心として課した。各学校においては、必要に応じて学習評価に際しての参考とするとともに、課した内容については今後の授業の中で取り扱う。 学習課題等の取り組み状況を参考に、学校再開後の指導計画等を現在見直している。夏季休業期間の変更などで必要な授業実数を確保した上で、学習指導要領に示された各教科の内容を全ての児童生徒が身につけることができるよう指導する。 臨時休業中は、教育委員会のホームページにおいて家庭学習支援コンテンツ情報の紹介を行うとともに、各学校で学習プリントの配布や学習支援動画の配信を行った。今後も各学校での個別の対応を考えている。 文部科学省が策定した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」では「児童生徒等、教職員及び保護者の通学・通勤圏を生活圏」としている。感染の状況等によっては、再度、臨時休業措置を講じることもあり得る。 学校行事や部活動等のあり方については感染リスクを回避することを最優先に、引き続き児童生徒の心身の状況に配慮した上で、子どもたちの意見や要望等もしっかりと受け止めながら、学校の責任において検討していくことが大切。子どもの意見を表明する機会について、例年、学級活動や児童会・生徒会活動等を通して、子どもたちの考えを公表できる機会を作っているが、青春メッセージやアンビシャスフォーラムの活用も引き続き検討。 新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されない。市内各小中学校で3月の分散登校時、4月当初及び6月の学校再開時に、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を、発達段階に応じて指導した。今後も、生徒指導上の配慮等十分に行うよう、改めて各学校に指導、助言していく。 学校における手洗いについては、石けんが主に使用されている。 学校だよりや保健だより等を活用し、児童生徒、保護者や地域の方に向けて情報発信するよう、さらに努めてまいりたい。 フッ化物洗口は当面は休止としている。感染症防止対策を講じた上で再開していきたい。 フッ化物洗口の情報提供については、これまでも年度当初の希望調査時にチラシを配布するなど、周知に努めている。再開にあたっては、洗口液の配布方法、うがいや吐き出し方法、吐き出した液の回収方法などについて改めて情報提供する。また、再開時の保護者への意向調査については全児童を対象として改めて意向調査を実施する。

- ・日本小児科学会が5月20日に出した「小児の新型コロナウイルス感染症に関する医学的知見の現状」によれば、新型コロナウイルスは鼻咽頭よりも便中に長期間大量に排泄されるとされる。トイレ掃除には感染のリスクがあると考え、対策は。
- ・トイレ掃除では床や便器など、感染のリスクの高い場所を頭に入れて清掃する必要がある。大人が、できれば教職員が行うのではなく、業者を入れるのが望ましいと考えるが、見解は。
- ・岩倉市では小学校のボランティアに対して見守り活動中の事故に対応するための保険をかけている。当市の通学路の安全を確保するための子どもたちの見守りボランティアについて、伺う。
- ・今年度から西の里スクール便が減便となり、密集、密接の状況となる。バス事業者に依頼している感染対策はどのようなものか。
- ・夏休みは8月8日～17日までと短縮され、暑い時期の授業となる。感染予防と熱中症予防の両方が必要になるが、対策は。

2 防災について

- ・避難支援等関係者として、協定を結び、避難行動要支援者名簿の情報提供を受けている自治会の数とその推移について伺う。
- ・自治会からは、「個人情報の管理」「町内会役員のなり手不足」「避難時に支援を受けたい人と支援できる人のマッチング」等の不安から、協定に手を挙げられないと聞く。協定を締結した自治会の例をあげ、どのように懸念をクリアしたか、また、今の課題等を紹介すれば、今後検討する自治会の参考になるのではないか。
- ・外国人を言語・生活習慣・防災意識の異なる事から要配慮者と位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動をとれるよう、外国人を含めた防災訓練があげられているが、実施している地域は。
- ・複合災害について、予防対策の記述にはどんな複合災害を想定するかは明記されていないが、図上訓練が示されている。これまでどのような想定で訓練が実施されてきたか。
- ・避難者を、社会福祉施設等を活用した福祉避難所に移す判断は、どのような時に、何を重視して行うのか。
- ・5月21日付で内閣府などから「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」が示されたが、感染症の流行を避けるには避難所の定員を見直すことが望ましいのでは。
- ・スフィア基準ではトイレは20人に1つ以上で、女性用は男性用の3倍設置という基準だが、現行の指定避難所でこれを満たしているところはあるか。
- ・避難所の定員を見直した場合、ひとつの避難所で受け入れられる人数に限られる。民間の施設などとも連携が必要。
- ・車中避難や、浸水により1階から2階へ移り避難生活をする自宅避難は、指定避難所よりも情報や支援物資が届きづらい。そうした方たちにも情報や支援を届ける必要がある。
- ・新型コロナウイルス感染対策を踏まえた防災対策の検討が必要だが、見解は。
- ・避難所での感染症対策として、段ボールベッドや、空気を入れて使うマットレス、仕切りやテントなどの備蓄はどの程度か。
- ・ポータブルトイレや仮設トイレなどを設置する際、手洗いをする水場や汚物の回収、処理のしやすさを考慮することが衛生管理上必要だと考えるが、どのような場所に設置を考えているか。
- ・ペットを同行避難した際、ペットはどのような場所で過ごすことになるのか。人間と同様に避難名簿のようなものを作って受け入れ状況を記録していくのか伺う。
- ・ペット同行避難について、避難所の外のプレハブのようなところでケージに長時間入れて預かるという方法では、犬や猫を飼っている方から、「実際には、うちの子は預けられないかもしれない」と躊躇する声もある。動物と一緒に空間に避難できるような避難場所が、何らかの形で設置できればと考えるが、見解は。
- ・開発による土砂災害のリスクについて伺う。傾斜地でも木やササなどが密生する土地では土に根が張り、降水時の土の流出量が、何も生えていない土地より抑えられる。市内では土砂の採取や太陽光パネル設置などを目的に森が伐採されている場所が散見されるが、見解は。
- ・様々な場所で行われる開発について、地域全体を見渡す役割は、民間にはできないので市の目配りが大切。市では、必要に応じて開発業者に助言し、業者と地域住民が話し合う場を調整しているが、伐採終了後の現地確認についてはどのようなになっているか。

- ・トイレ清掃では、換気をしっかりした上でマスク及び手袋を使用して行い、清掃後は手洗いを徹底する。
- ・トイレ掃除について今後、当面の間は教職員が行うことを各学校に働きかけるとともに、現在募集を行っているスクールサポーターなどの活用も含めて、児童生徒の安心・安全に十分配慮して対応していきたい。
- ・学校支援地域本部事業の学校支援ボランティアとして登録することで、ボランティアの傷害保険料を市が負担し、見守り活動中に事故が発生した際に対応している。
- ・学校を通して、バス事業者に換気の徹底やバス内の消毒等をお願いしている。また、児童に対しては、バスを待つ際の列の間隔やバス内での会話等についての指導を行っている。
- ・各家庭に対して水筒の持参等をお願いし、換気のための扇風機の購入等について検討。

2

- ・避難行動要支援者名簿の町内会・自治会への配布は、個人情報の管理方法などを定めた協定を締結し、平成29年度から行っている。平成29年度は12団体、平成30年度は4団体、令和元年度は12団体、本年1団体へ配布し、本年5月末現在で29団体。
- ・自治会には避難行動要支援者名簿を活用した具体的な支援方法に不安があると捉えている。昨年度、一部の自治会においては、避難時の課題などの整理を実施し、要支援者の心身の状況を踏まえた個別計画を策定したところなので、今後、事例紹介などの機会も検討していきたい。
- ・市が実施した防災訓練へ日本語が通じない外国人の方の参加はないが、翻訳端末の活用など、情報の伝達方法について、引き続き検討していきたい。
- ・北海道が提供する、通称「Doはぐ」と呼ばれる避難所運営ゲーム北海道版を活用した図上訓練を実施。本来は真冬に発生した直下型地震を想定した訓練だが、訓練に参加する方の居住地域によっては、水害を想定した訓練を実施。
- ・日常生活において介護等が必要と思われる方からの相談をうけ、個別に事情を勘案し、福祉避難所とマッチングし、自宅または一般の避難所から福祉避難所に移動していただく。
- ・内閣府の通知を受け、改正された北海道版避難所マニュアルに基づき、市では、感染症対策を強化した対応マニュアルを作成。避難所の定員変更は行っていないが、避難所が過密状態になることを防止する観点から、レイアウト等を検討。
- ・スフィア基準に照らすと、避難所として開設した場合の収容人数に対応するトイレが平常時から整備されていない施設もある。災害時には、市が備蓄をしているポータブルトイレや、災害時協定締結企業から提供される仮設トイレの活用により、必要な数量を確保する。
- ・現行の指定避難所では、感染症対策を考慮してレイアウトした場合でも、想定される最大の避難者数は収容できるが、民間施設との連携による避難所の活用の情報収集に努める。
- ・市が平常時から備蓄をしている非常食については、避難所に避難する方への配食を想定しているが、避難所への避難の有無に関わらず、支援を必要とする方にも配布するよう検討している。
- ・避難所における十分なスペースの確保やレイアウトの検討をはじめ、避難者の健康管理等感染症対策を強化した対応マニュアルを策定し、感染症対策本部会議において共有。
- ・段ボールベッドとそれに付属する仕切りは約100組、エアーマットレスは約500組、それと室内用テントは現在100はりを備蓄。
- ・ポータブルトイレ等の設置場所については施設にもともとついているトイレの付近、会議室、教室など、水場が共有できる場所を想定。
- ・一部の避難所においてケージに入れたペットの受け入れを想定している。引き続き具体的な手法について検討。受け入れの際には、ペットごとに名簿を作成するのではなく、飼い主の避難者名簿で、ペット情報も合わせて管理をしていきたい。
- ・現在はペットを連れた避難については、避難所内で飼い主とペットと一緒に生活をする同伴避難ではなく、避難所にペットを連れて行く同行避難としている。屋外におけるペットの避難環境については、専門家の意見も伺いながら引き続き検討していきたい。
- ・森林法をはじめ各法令等に基づき、許可された開発行動については、企業者の工事完了届書の提出をもって許可検事が完了検査を行う手続となっている。完了検査にあたっては、現地調査等を実施し、申請書、添付図書の内容、許可条件にしたがって、適正に開発行為が行われたかどうかを確認している。
- ・森林は、木材の生産、水資源の確保、環境保全等の機能に加え、土砂崩れや洪水などの災害防止にも大きな役割を果たす。森林の乱開発を防止し、森林の持つ機能維持を図るため、民有林において一定規模以上の開発を行う場合には、森林法に基づき、北海道知事の許可が必要。当該森林の周辺地域において、土砂の流出や崩壊などを発生させるおそれがないことが許可要件の一つ。また、開発行為に係る実施予定区域や事業目的等に応じ、森林法のほか都市計画法、宅地造成等規制法などによる手続が定められている。

質 問	答 弁
<p>1 感染症流行による高齢者の自粛生活と支援施策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長引く自粛生活により、趣味活動や健康維持の運動、地域のお茶の間など、行き場を失った高齢者の健康への影響が心配される。高齢者支援センターなどの専門職の訪問活動が自粛されているが、高齢者の状況把握についてどのように取り組んでいるのか。 ・高齢者支援を担う担当部署として、高齢世代の生活への影響で最も心配されたこと、懸念していることについて見解を伺う。 ・高齢者等地域見守り事業について、この自粛期間中での連携や情報提供はどうであったか。 ・特別定額給付金について、高齢世代の中には、緊急事態宣言の前までは日常生活に問題がなかった方でも、書類等の理解能力の衰えが進んでしまっている可能性もある。手続できていない方への確認は、今後どのように行われるのか。 ・これまで介護予防を目的に、住民主体のさまざまな集いの場が開催されてきたが、感染防止のためほとんどが休止している。高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるために欠かせない、これらの活動をどのように支えていくのか。 ・町内会やボランティアなどの活動は、地域のつながりを維持するうえで欠かせない。感染の不安から多くの活動が控えられたことで、高齢者の孤立による痛ましい事案が報じられた。災害時と同様に安否確認ができる取り組みが必要と考えるが、見解を伺う。 ・新しい生活様式の実践例が発信されているが、感染症に関する正しい情報提供とともに、地域活動における感染症防止のガイドラインの作成を検討してはどうか。災害時の安否確認や避難行動にも役立つものとするが、見解を伺う。 ・夕張市社会福祉協議会作成の「感染予防のために交流活動で気をつけたい10のこと」という周知チラシは、住民活動での感染予防の行動などが分かりやすいデザインで、インターネット上でダウンロード印刷が可能。本市でも作成してはどうか。 ・従来、携帯電話の通話やメール程度の利用だった高齢者が、今回の外出自粛を機にオンラインでの通信や交流に関心を持ちはじめたという声がある。「新しい生活」に向け、高齢者のICT環境の整備について積極的に支援するべきと考えるが、見解を伺う。 ・介護・福祉系のNPO法人の経営難を報じた新聞記事には、消毒等の経費がかさむ一方で、前年比の減収率が持続化給付金の申請対象とならず厳しい運営状況となり、迅速な支援を求める切実な声を伝えていた。本市においてもこの間に閉鎖した事業所があると聞く。各事業所の実態を把握し、事業継続に必要な支援策に取り組むべきと考える。高齢者支援に関わる事業所への今後の支援について、市長の見解を伺う。 ・万が一、感染が発生した場合の人材確保と、経営への不安の声が寄せられている。サービス利用自粛による体力の低下や新たな介護認定・介護申請に対応していくために、介護福祉職の人材確保がより一層必要と考える。資格取得の支援や、潜在する有資格者を登録する仕組みづくり等も早急に進めていただきたい。 	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規の相談は、感染予防の対策を取りながら可能な限り家庭訪問を行い、状況把握と適切な支援に努めている。また、独居や高齢者のみの世帯などで、日ごろから継続的に支援を行っていた高齢者については、主に電話連絡の方法で状況把握に努めている。 ・高齢者の自粛生活による生活面への影響については、外出しないこと、動かないことによる身体機能、認知機能の低下といった、いわゆるフレイル（虚弱）の進行を懸念している。 ・新型コロナウイルスに関連して、改めて市から協力機関に対して見守りの強化等に関する依頼は行っていないが、通常時と同様の見守りを行っていただいたものと捉えている。 ・高齢者の方をはじめ、申請対象者が手続に漏れないよう、改めて周知に努めるとともに、一定の時期に個別に周知するという事も検討の一つとして考えている。 ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を受け、集いの場の活動が徐々に再開し始めているが、今後も、これまでと同様の支援を行うことを基本とし、感染の状況等を踏まえ、その時々に応じて適切な支援ができるよう努める。 ・介護サービスの利用、高齢者支援センターにおける家庭訪問や電話連絡、配食サービス、緊急通報システム等の公的サービスによる安否確認の取り組みのほか、近所の方や集いの場の関係者の方等による自主的な声かけが行われていると把握している。今後も、高齢者支援センター等の関係機関や地域住民との連携を図り、孤立防止に向けた取り組みを継続していく。 ・国から感染の拡大防止に配慮して、通いの場等の取り組みを実施するにあたっての基本的な考え方等が示され、老人クラブやミニデイサービスの団体に対し周知をした。 ・参考にする。 ・高齢者支援センターにおいて、ICTを活用し、介護予防のための体操や第2層協議体での取り組み等について情報発信を行っている。高齢者の方に関心を持っていただく取り組みは必要と考えるが、個別の整備支援策は、現時点では考えていない。 ・本年4月利用分の介護給付費を、新型コロナウイルス感染症による影響がない昨年11月から本年1月利用分までの平均値と比較すると、介護給付費全体では約1%の減少だが、通所系サービスでは約12%の減少となっている。また、市内では、地域密着型通所介護サービスを提供していた1事業所が、新型コロナウイルス感染症の影響により5月末で閉鎖。高齢者支援に関わる事業所への支援は、福祉施設等臨時支援金の支給を早期に行うほか、国の第2次補正予算において、新型コロナウイルス感染症との長期戦を戦い抜くための医療及び福祉の提供体制を確保するため、従業者への慰労金の支給、院内感染防止対策、事業者への資金繰り支援の拡充が行われることから、それらの動向を注視する。 ・介護、障がいの従事者人材バンクで有資格者の登録を呼びかけているが、十分な成果には結びついていない状況。福祉人材の確保は、市独自の研修制度や合同相談会の開催、就労支援金の交付事業を行っている。これらの制度がさらに効果的なものとなるよう、関係機関との連携に努める。

2 多様な学びの機会の拡充に向けた取り組みについて

- ・教育機会確保法（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律）に対する、市の考え方を伺う。
- ・今年度は、北広島市教育基本計画 2011-2020 を検証のうえ、第6次北広島市総合計画、次期教育振興基本計画（名称変更）が策定される。教育を受ける機会の確保について、次期教育振興基本計画には、どのように位置づけられ反映されるのか伺う。
- ・本市の近年の不登校の状況は、小学生は10名以下、中学生は40名を超え、総児童生徒数に対する割合は増加傾向にある。北広島市適応指導教室みらい塾には、中学生約20名が通級しているが、小学生は近隣のフリースクール等へ通っている。みらい塾に通級していない、ほかの児童生徒の状況と現在の対応について伺う。
- ・昨年度の不登校の児童生徒数は、小学生児童16名、中学生が60名と、増加傾向にある。その要因を、教育委員会としてどのように分析しているか、また、不登校数の割合の増加傾向についての見解を伺う。
- ・義務教育の卒業について、様々な事情により出席日数が少ない児童生徒への対応に学校長が認定する「形式卒業」があるが、本市ではどのようになっているのか伺う。
- ・2019年10月の文科省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」に、適応指導教室のほか、フリースクール等の民間施設、ICTを活用した学習支援など「多様な教育機会の確保」の記述がある。フリースクール等での学習は、籍を置いている学校での学習時数や評価に反映されるのか、本市の状況について伺う。
- ・みらい塾やフリースクールに通級していない児童生徒への関わりは、担任の先生の訪問をはじめ、相談員等のサポートのもと関係性づくりに取り組んでいると認識しているが、そうした児童生徒の学習評価は、どのように行われているのか。
- ・市内の大学内に小学高学年からを対象とした「星槎フリースクール北広島」が開校した。市として連携し、多様な学びの場づくりに向けて支援等に取り組んでいくべきと考えるが、見解を伺う。
- ・フリースクールでは、通級を希望しても学費負担から断念するケースがあり、多くは就学援助世帯が多い実態がある。連携の一つとして、多様な学びの場づくりに向けた支援に、フリースクールの学費、通学費等の補助について検討を進めていただきたい。
- ・道内4か所に自主夜間中学があり、北広島からも札幌の夜間中学へ通われている方がいる。文科省は、すべての都道府県に少なくとも一つは夜間中学を設置する方針で、北海道教育庁主催の「夜間中学等に関する協議会」で協議。2022年には札幌市立夜間中学を開校する予定。今後、道や近隣自治体と連携し、多様な学びの機会の拡充に向けて、札幌市民以外の受け入れを求めていくべき。環境整備や学びたい市民への支援等についての検討も必要。
- ・義務教育について十分に教育を受けることのできない（できなかった方を含め）全ての市民が受けられるよう、多様な学びの機会の拡充に向けた取り組みをしっかりと進めていただきたい。

2

- ・教育機会確保法については、不登校の児童生徒や未就学者などについて、教育機会の確保等に関する施策を推進するために制定されたものと考えている。
- ・2018年に定められた国の教育振興基本計画にある、「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティーネットを構築する」という基本的な方針を参酌し、今後、政策・施策を進める上での視点として、誰もが社会の担い手となるための学びの環境の整備を位置づけることとしている。
- ・一斉臨時休業により授業日数が少なかったため、授業日数の半数以上を欠席した児童生徒、不登校傾向にある児童生徒として計上したところ、本年4月末現在で、小学生が3名、中学生が28名であり、このうちフリースクール利用者を含め、みらい塾に通級していない児童生徒は18名。こうした児童生徒には、各学校において週に1回程度の連絡を取り、個々の状況に応じた働きかけを行っている。
- ・不登校の要因は、学校生活への不適應や心身の健康、友人関係など大変多様化しており、様々な要因が複雑に絡み合うケースも増えている。また、教育機会確保法における不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、個々の状況に応じた学習活動も行い得るといふ、この法の趣旨が学校や保護者に浸透してきている側面もあると考えている。
- ・不登校児童生徒の卒業の取り扱いについてだが、保護者等の意向を確認した上で、出席日数に関わらず、学校長が卒業認定を判断している。
- ・フリースクール等における学習の評価についてだが、フリースクール等における学習の計画や内容が、その学校の教育課程に照らし、適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い、指導要録に記入するなど、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者に伝えている。
- ・教科書や副教材を使用した家庭学習や、学校から届けられる課題プリント等の取り組み内容、また在籍校において実施される各種テストを受験した場合の結果等により、学習状況や成果を確認し、評価を行っている。ICT等を活用した学習評価の可能性については、自宅におけるICT等を活用した学習の計画や内容が、在籍する学校の教育課程に照らし、適切と判断される場合には、その学習活動の成果を確認した上で評価に反映が可能と考える。
- ・どのような連携が可能か、今後、内容やあり方等を検討する。
- ・今後、調査研究する。今回の開校したフリースクールは民間施設で、市が主体となって広報することは難しく、今後、それぞれの教育相談や各団体の研修会を通して、設置に関する情報提供等に取り組む。
- ・2016年12月の教育機会確保法の成立後、北海道において夜間中学等に関する協議会を設置し、公立夜間中学のニーズの把握や設置のあり方などについて協議を重ねている。札幌市では、本年2月に令和4年度の開校を目指した道内初の公立夜間中学の設置を公表し、本年度中に基本計画を策定する。札幌市以外の入学希望者も受け入れることが検討され、今後、札幌市や北海道の協議会などにおいて、それぞれの役割や費用負担などについて協議される。夜間中学による就学機会の提供に限らず、今後も生涯学習や市民大学などを継続し、様々な学習機会の提供に努めていく。
- ・義務教育の普通教育に相当する教育を十分に受けていない方の意志を尊重し、年齢や国籍、その他置かれている事情に関わりなく、能力に応じた教育を受ける機会が確保されることが大切と考える。全ての児童生徒にとって、学校が安心感、充実感を得られる活動の場となるように、魅力ある学校作りを推進していくことが重要であるとともに、学校という枠組みに捉われず、さまざまな学習機会を提供することも非常に大切であると考えている。